独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ツクイスタッフ		コード	7045
提出日	2020/6/2	異動（予定）日	2020/6/19	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	瀬戸　恒彦	社外取締役	○													○		有
2	天野　直樹	社外取締役	○													○		有
3	堀江　明弘	社外取締役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		瀬戸恒彦氏は、介護保険制度に関する専門的知見を有しており、長年の行政勤務を通じて、介護・高齢福祉、障がい福祉、子育て支援等幅広い分野における見識から、当社の経営について監査・監督いただいております。また、任意の指名委員会の委員を務めており、役員候補者等の指名にあたり、指名手続の公正性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。 また、同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ５.（３）の２に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しております。
2		天野直樹氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士の経験による法律に関する専門的な知見及び豊富な経験のもと、法的な観点等から当社の経営について監査・監督いただいております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務めており、役員候補者等の指名手続及び役員報酬の決定にあたり、公正性・客観性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。 また、同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ５.（３）の２に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しております。
3		堀江明弘氏は、公認会計士としての独立した立場から財務及び会計に関する相当程度の知見をもって、当社の経営について監査・監督いただいております。また、任意の報酬委員会の委員を務めており、役員報酬の決定にあたり、報酬案の客観性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。 また、同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ５.（３）の２に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。